

堺市後援名義使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

年 月 日付けで申請のあった堺市の後援名義の使用について、下記のとおり条件を付して承認したので通知します。

記

1 事業名

2 実施期間

3 実施場所

4 条件

次に掲げる条件に違反した場合又は堺市後援名義の使用の承認に関する要綱第7条第1項各号に該当する場合は、承認を取り消すことがある。なお、本市は経費の負担については、一切行わない。

- (1) 事業は、申請書等に記載された計画に基づき実施すること。やむを得ず、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ本市の承認を受けること。
- (2) 事業の実施に際しては、営利を目的とし、又は政治的活動若しくは宗教的活動を目的とする行為及び暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる行為をしてはならない。
- (3) 事業の実施に際しては、十分な安全対策を講ずること。なお、本市は、事故等の責任は一切負わない。
- (4) 事業が終了した日から1月以内に、堺市後援名義の使用に係る事業実績報告書（様式第6号）又は当該報告書に記載すべき事項を記載した書面に、事業の実施に際し配布し、又は掲示した開催要項、プログラム、ポスター等の書類を添えて提出すること。
- (5) その他